

財形住宅預金規定

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1. の2 (預入れの方法等)

- (1) 財形住宅預金（以下「この預金」という。）は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類・期間・継続の方法等)

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。
- (2) この預金（次条による一部解約後の残りの預金を含む。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前2項と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

3. (預金の支払方法)

- (1) この預金の元利金は、所定の要件を満たす持家としての住宅の取得および増改築等（以下「住宅の取得等」という。）のための対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) この預金の元利金の全部または一部を住宅の取得等の後に払出する場合には、住宅の取得等に要した費用の金額を限度として1回に限り支払います。

この場合、住宅の取得等の日から1年以内に当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、財形住宅預金契約の証（以下「契約の証」という。）とともに、住宅の不動産登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。
- (3) この預金の元利金の一部を、住宅の取得等の前に払出する場合には、この預金の残高の90%相当額または住宅の取得等に要する費用の額のいずれか低い金額を限度として1回に限り支払います。

この場合、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに、住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。

- (4) 前項により一部払出しをした場合、住宅の取得等に要する費用の金額が一部払出し金額を超えているときは、その差額を限度として、一部払出し後2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内に、残額の全部または一部を1回に限り支払います。

なお、残額を払出しする場合はその際に、残額を払出ししない場合は一部払出し後2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内に、住宅の不動産登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。

- (5) この預金は第2項または第3項・第4項による払出しをした後も引続き預入れることができ、また新たな住宅の取得等のための対価に充てるときにも第2項または第3項・第4項と同一の取扱いにより支払います。

4. (預金の支払時期等)

この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。

- (1) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 満期日は、前号に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (3) 第1号または第2号による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 第1号または第2号により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- ① 1年以上2年未満…当金庫が店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表する「2年未満」の利率
- ② 2年以上…当金庫が店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表する「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

- (2) 前項の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を満期日前に解約する場合、および第7条第7項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率× 40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率× 50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率× 60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率× 70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率× 90%
- (5) この預金の付利単位は1円とします。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第7項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第7項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (預金の解約)

- (1) お客さまは、当金庫が債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認める以外は、満期日前であっても解約することができるものとします。
- (2) 当金庫は、債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前であっても解約することができるものとします。
- (3) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。
- (4) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知った後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (5) 第3条によりこの預金の一部を払出す場合には、1万円以上千円単位の金額で払戻し請求することができます。

この場合、1口ごとの元金合計額が払戻し請求書記載の金額に達するまで、次の順序で

この預金を解約します。

- ① 複数の預金がある場合は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日まで
の日数が多いものから解約します。
- ② 解約日においてすでに指定された満期日が到来している預金がある場合は、その預
金を優先して解約します。

(6) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。

- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預
金全額。
- ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
 - A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
 - B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

(7) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、
当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解
約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、
この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し
た場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、
暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能
暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に
該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える
目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有す
ること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしてい
ると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべ
き関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした
場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当

金庫の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

8. (目的外支払)

やむをえない事由により、この預金を第3条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。

9. (税金の追徴)

この預金の利息について、第3条によらない払出し等があったときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税の適用を受けて支払われた利息についても、過去5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って税金を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害等の事由による払出しは除きます。

10. (差引計算等)

(1) 前条により税金の追徴をする場合で当該税金を徴収できないときには、当金庫は預金者に対する事前の通知および当金庫所定の手続を省略し、次により税金を追徴できるものとします。

① 前条により税金の追徴をする事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税金を追徴します。

② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

11. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入れることができます。

12. (非課税扱いの適用除外)

この預金について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

(1) 第1条第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合

(2) 定期的な預入れが2年以上されなかった場合

(3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合

13. (退職時等の取扱い)

退職等の事由により、非課税の適用が受けられなくなったときには、この預金は第2条にかかわらず次により取扱います。

- (1) 当該事由の生じた日（以下「退職等の日」といいます。）の1年後の応当日の前日に満期日が到来するものとします。
- (2) 退職等の日以後における自動継続を停止します。

14. (預入れ金額の変更)

預入れ金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申出てください。

15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、効力発生時期が到来するまでに周知します。この他、「財産形成預金共通規定」を参照ください。

以上

(令和2年4月1日 現在)